

# 社団法人 高分子学会 代議員選出規程

平成 22 年 11 月 22 日 理事会決議  
平成 23 年 5 月 13 日 一部改正理事会承認

第 1 条 この法人の会員の種別は、次の通りとする。

- (1)正会員 この法人の目的に賛同し、会費を納める個人
- (2)維持会員 この法人の目的事業を支援し、会費を納める個人、法人または団体
- (3)賛助会員 この法人の目的事業に賛助し、会費を納める法人または団体
- (4)学生会員 大学またはこれに準ずる学校に在籍する学生であって高分子科学を修め、この法人の目的に賛同し、会費を納める個人
- (5)公共会員 学校、図書館または研究機関で、この法人の事業に賛同し、会費を納める法人または団体
- (6)名誉会員 この法人に対し、特に功労のあったもののうちから総会の議決をもって推薦する個人
- (7)終身会員 多年にわたり高分子の基礎または応用科学の発展のため、顕著な業績を挙げ、本会の高分子科学功績賞を受賞した個人

第 2 条 この法人の社員（一般社団法人及び財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第 11 条第 1 項第 5 号等に規定する社員をいう。以下同じ。）は、代議員選挙によって選出された代議員をもって社員とする。

第 3 条 支部の代議員数は、代議員任期開始の前年 10 月 1 日現在の当該支部所属正会員数を 100 で除した値とし、端数は切り上げるものとする。

第 4 条 代議員は、本会支部及び推薦人（当該支部 20 名以上の本会正会員）により推薦された本会正会員（選挙年度 4 月 1 日現在、名誉会員、終身会員を含む）の中から、代議員選挙により選出された会員をもって構成する。

第 5 条 代議員選挙は、本会正会員（選挙年度 4 月 1 日現在、名誉会員、終身会員を含む）が選挙権を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

第 6 条 代議員選挙は、1 年に 1 度、原則として 2 月に実施することとし、代議員の任期は、選挙の次年度の 4 月 1 日から翌年 3 月末日までの 1 年とし、再任を妨げない。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条）を提起している場合（法人法第

278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない(当該代議員は、役員を選任及び解任(法人法第 63 条及び第 70 条)並びに定款変更(法人法第 146 条)についての議決権を有しないこととする。)

第 7 条 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなる時に備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

第 8 条 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。

- (1) 法人法第 14 条第 2 項の権利(定款の閲覧等)
- (2) 法人法第 32 条第 2 項の権利(社員名簿の閲覧等)
- (3) 法人法第 57 条第 4 項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)
- (4) 法人法第 50 条第 6 項の権利(社員の代理権証明書面等の閲覧等)
- (5) 法人法第 52 条第 5 項の権利(電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等)
- (6) 法人法第 129 条第 3 項の権利(計算書類等の閲覧等)
- (7) 法人法第 229 条第 2 項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
- (8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利(合併契約等の閲覧等)

第 9 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 22 年 11 月 22 日から施行する。(平成 22 年 11 月 22 日理事会決議)